

○大阪大学外国語学部履修規程

平成20年2月7日
制 定

最近改正 平24. 4. 5

(趣旨)

第1条 この規程は、大阪大学外国語学部規程（以下「規程」という。）に基づき、外国語学部（以下「本学部」という。）における授業科目の履修等に関し必要な事項を定めるものとする。

(全学共通教育科目の履修方法等)

第2条 学生は、全学共通教育科目について、次の各号に定める授業科目を履修し、合計26単位以上修得しなければならない。ただし、英語を母語とする外国人留学生及び外国語学部長が特に認めた者については、別に定める履修方法等によることができるものとする。

(1) 必修科目 (20単位)

① 教養教育科目 (12単位)

ア 基礎教養科目の「基礎教養1」から2単位及び「基礎教養2」から2単位

イ 現代教養科目から2単位

ウ 先端教養科目及び国際教養科目の「国際教養1」から6単位

② 言語・情報教育科目 (6単位)

ア 外国語教育科目の「第1外国語」総合英語に開設される『英語 (Integrated Course) I』、『英語 (Integrated Course) II』、『英語 (Integrated Course) III』及び『英語 (Integrated Course) IV』の4科目4単位

イ 情報処理教育科目の『情報活用基礎』2単位

③ 健康・スポーツ教育科目 (2単位)

ア 本学部が指定する『スポーツ実習』1単位

イ 『スポーツ科学』、『健康科学実習A』及び『健康科学』のうちから1科目1単位

(2) 選択科目 (6単位)

前号に定める必修単位 (20単位) 以外に、全学共通教育科目の授業科目のうちから選択履修し、6単位以上修得しなければならない。

(専門教育科目の履修方法等)

第3条 学生は、専門教育科目について、次の各号に定める授業科目を履修し、合計100単位以上修得しなければならない。

(1) 必修科目 (74単位)

① 所属する専攻の専攻語科目「1年実習」10単位

② 所属する専攻の専攻語科目「2年実習」10単位

③ 所属する専攻の専攻語科目「演習」並びに専攻科目「講義」及び同「演習」を合わせて44単位。ただし、専攻語科目「演習」並びに専攻科目「講義」及び同「演習」の最低修得単位数は、別表1のとおりとする。

④ 関連科目「学部共通科目」6単位

⑤ 関連科目「兼修語学」の中国語、朝鮮語、アラビア語、スワヒリ語、ドイツ語、英語、フランス語、イタリア語、スペイン語及びポルトガル語のうちから、所属する専攻の言語以外の言語の授業科目を履修し、同一言語で4単位修得しなければならない。

(2) 選択科目 (18単位)

選択科目に充当できる単位は、次のとおりとする。

① 前号に定める各必修科目について、要件修得単位数を超えて修得した単位

② 関連科目「研究外国語」の授業科目を履修し、修得した単位

(3) 卒業論文 (8単位)

2 在学中に、国際交流科目、コミュニケーションデザイン科目、グローバルコラボレーション科目及び他学部の授業科目を履修して修得した単位は、18単位を超えない範囲で前項第2号に定める選択科目の単位として算入することができる。

3 在学中に、他の大学又は短期大学（外国の大学及び短期大学を除く。）において修得した単位は、前項の規定により選択科目の単位として算入する単位と合わせて18単位を超えない範囲で第1項第2号に定める選択科目の単位として認められることがある。

4 在学中に、外国の大学又は短期大学において修得した単位は、第1項第1号③に定める専攻語科目「演習」並びに専攻科目「講義」及び同「演習」並びに同号⑤に定める関連科目「兼修語学」の単位として認められることがある。ただし、

前項の規定により修得した科目の単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

5 履修科目の選択については、所属する専攻の教員から指示することがある。
(追試験)

第4条 別表2に掲げる理由により、規程第16条第2項本文に定める試験を受けることができなかつた者に対しては、担当教員の判断により追試験を行うことができる。

2 追試験の受験を希望する者は、原則として当該試験日当日中に言語文化研究科・外国語学部事務部箕面教務室学務係（以下「学務係」という。）に連絡をするとともに、当該試験日から起算して5日以内に、別表に定める試験を受けることができなかつた理由に応じた必要証明書類を添付した追試験願（別記様式）を学務係の確認を経て、担当教員に提出しなければならない。

3 前項の追試験願の提出を受けた担当教員は、追試験を行う場合には、原則として、成績提出期限日の前日までの期間内で、追試験の実施日を設定し、学務係に連絡する。

4 追試験の受験許可及び追試験の実施日時等については、掲示により告知する。
(不正行為)

第5条 専門教育科目の授業科目の試験（第4条に定める追試験を含む。）において不正行為を行った者については、教育課程上の処分として、当該学期に履修した専門教育科目の全授業科目の成績を無効とするほか、大阪大学学部学則の規定に基づき、懲戒処分を行う。

(進級要件等)

第6条 1年次の学生は、専攻語科目「1年実習」を5科目10単位以上修得しなければ2年次へ進級することができない。

2 2年次の学生は、専攻語科目「2年実習」を5科目10単位以上修得しなければ3年次へ進級することができない。

3 前二項の規定により留年した者が、再履修すべき専攻語科目実習は、不合格科目のみとする。

(教育職員免許状)

第7条 教育職員免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法等の関係法令に定める授業科目の単位を修得しなければならない。

2 前項により履修しようとする授業科目は、教職に関する科目を除いて、専門教育科目の必修科目又は選択科目に含めることができる。

(編入学生の履修方法)

第8条 編入学生は、本学部にて2年以上在学し、第3条に定める専門教育科目の単位を修得しなければならない。

(入学前の既修得単位等の認定)

第9条 入学前に大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学において修得した単位は、別表3に定める単位数の範囲で本学部において修得したものとして認定する。ただし、学士入学、編入学及び転入学の場合を除き、大阪大学において修得した単位以外のものについては、第3条第3項及び同条第4項の規定により本学において修得したものとして認められた単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成20年12月4日から施行する。ただし、第2条の改正については、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成22年9月2日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成24年4月1日から施行する。ただし、この改正の施行日前に在学する者に係る専門教育科目の履修方法等及び進級要件等並びに平成24年度及び平成25年度入学の編入学生に係る専門教育科目の履修方法等については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成24年4月5日から施行し、平成24年4月1日から適用する。
- 2 この改正は、平成24年3月31日に在学していた者（以下この項において「在学者」という。）及び平成24年4月1日以後において在学者のみが属する年次に学

士入学、編入学、転部、転入学、再入学又は復籍する者について適用する平成24年4月1日の改正前の第3条第2項の規定について準用する。

別表1 専攻語科目「演習」並びに専攻科目「講義」及び同「演習」の最低修得単位数について（第3条関係）

専攻	最低修得単位数		
	専攻語科目 「演習」	専攻科目 「講義」	専攻科目 「演習」
中国語専攻	16	8	12
朝鮮語専攻	8	16	
モンゴル語専攻	8	20	
インドネシア語専攻	8	20	
フィリピン語専攻	8	16	
タイ語専攻	12	16	
ベトナム語専攻	16	—	8
ビルマ語専攻	8	16	
ヒンディー語専攻	8	20	
ウルドゥー語専攻	8	20	
アラビア語専攻	8	20	
ペルシア語専攻	8	20	
トルコ語専攻	8	—	8
スワヒリ語専攻	8	16	
ロシア語専攻	20	16	
ハンガリー語専攻	12	16	
デンマーク語専攻	8	16	
スウェーデン語専攻	8	16	
ドイツ語専攻	8	16	
英語専攻	16	12	8
フランス語専攻	8	16	
イタリア語専攻	8	24	
スペイン語専攻	16	8	—
ポルトガル語専攻	8	24	
日本語専攻	8	24	

別表 2 (第 4 条関係)

試験を受けることができなかった理由	必要証明書類
天災その他予見できない事故による場合	罹災証明書又は事故証明書
負傷又は疾病による場合	医師の診断書
忌引きの場合 (原則として 3 親等以内の親族に限る。)	会葬はがき等 (死亡日又は葬儀日が記載されたもの)

別表 3 既修得単位認定範囲について (第 9 条関係)

科目群 入学種別	全学 共通 教育 科目	専 門 教 育 科 目									
		専攻語科目			専攻科目			関 連 科 目			卒業 論文
		1 年 実習	2 年 実習	演習	講義	演習	学部 共通 科目	研究 外国語	兼修 語学		
要件単位数	26	10	10	44			6	—	4	8	
		18									
学士入学 編入学 転入学	—	10	10	—	4	—	10		4	—	
一般入学	26	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

別記様式 (第 4 条関係)

追 試 験 原 頁

年 月 日

担 当 教 員 名 殿

所 属 _____ 専攻 _____ 年

学生番号 _____

氏 名 _____ 印

私は、 _____ 年度第 _____ 学期の (学期末試験・学年末試験) において、下記授業科目の試験を受けることができませんでしたので、追試験の受験を許可くださいますようお願いいたします。

なお、指定された日時に必ず受験いたします。

記

授 業 科 目 名	
試験を受けることができなかった理由：	

注：医師の診断書等理由を証明できる書類を必ず添付すること。

学務係確認印

--